

丸亀市民間住宅耐震対策支援事業の手続きについて

耐震診断・耐震改修工事等の補助事業については、以下の注意事項を確認して今後の手続きを行ってください。

1. 業者への見積依頼について

- 耐震診断については、下記の所定の講習を受けた建築士、又は構造設計一級建築士が行う必要があります。依頼先がこの条件に該当しているか、確認してください。

| |
|--|
| (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会 (2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会 |
|--|

(香川県による木造住宅耐震対策講習会の受講者名簿は、市建築住宅課窓口でも閲覧できます。)

- 耐震改修については、市内に営業所を設けている事業者に依頼してください。
- 補強の実施設計費用については、耐震診断でなく耐震改修工事等での補助対象となります。また、見積書・契約書は実施設計と耐震改修工事等でそれぞれ別に作成してください。
- 改修工事等の見積書については、頭書のみでなく、内訳明細書も添付してください。
- 補助金の交付決定までは、契約や事業着手は行わないでください。(補助を受けられなくなります。)**

2. 補助金交付申請について

- 申請書に、別添「添付書類一覧表」に記載している書類を添付して提出して下さい。
- 申請期限は令和6年12月27日です。

3. 工事の着手・完了について

- 耐震診断の状況や、改修工事の施工写真を撮影しておいてください。実績報告時に添付が必要です。(改修工事は改修前後が分かる様に。)
- 申請内容に変更が生じた場合、変更申請が必要となる可能性もありますので、その都度市建築住宅課と協議をお願いします。
- 令和7年2月末までに完了する必要があります。**

4. 実績報告について

- 耐震診断又は改修工事完了後20日以内に提出してください。
- 実績報告書には、別添「添付書類一覧表」に記載している書類を添付してください。

5. その他

- 補助事業に関係する書類・図面などは、補助事業が完了した年度から5年間保存しておいてください。
- 必要に応じて市の職員による立入検査を行いますので、ご了承下さい。
- 補助金を他の用途に使用するなど、この事業の要綱に違反した場合は、補助金の返還を求める場合があります。